

由利本荘警察署庁舎清掃業務委託の随意契約に関する公表（２回目）

秋田県由利本荘警察署会計課

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号に基づき随意契約する物件については、秋田県財務規則第171条の２第１項第２号により、次のとおり公表する。

- 1 提供を受ける役務の仕様等
 - (1) 業務名 由利本荘警察署庁舎清掃委託
 - (2) 業務場所 由利本荘市中町27番地 由利本荘警察署
 - (3) 対象業務 日常清掃業務、日常巡回清掃業務、建物外部清掃業務、定期清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する地方公所の名称及び所在地
秋田県由利本荘警察署会計課
秋田県由利本荘市中町27番地
- 3 契約の相手方に必要な資格
 - (1) 秋田県内に主たる事務所を置く社会福祉法人の許可を受けている母子・父子福祉団体であること。（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第６項に規定するものをいう。）
 - (2) 清掃業の実績があり、県庁舎の維持管理業務競争参加資格の登録名簿に登録されていること。（清掃業の登録で、一般清掃業若しくは環境衛生総合管理業に登録のこと。）
 - (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 契約の相手方の決定方法
見積価格が予定価格の範囲内で最低価格のもの
- 5 見積書の提出方法
令和７年３月14日（金）午後５時までに、由利本荘警察署会計課まで提出すること。
- 6 契約担当者が必要と認める事項
見積書の提出と同時に次の書類（写し可）を由利本荘警察署会計課に提出すること。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体である旨を証する書類
 - (2) 清掃作業の監督、指導を行う者が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号）第25条第２号に規定により厚生労働大臣の登録を受けた者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第47条第１項による指定試験機関が実施するビルクリーニング技能検定に合格した者であることを証する書類
 - (3) 配置される作業員に関する次の書類
 - ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
 - イ 社内研修受講証明書